

# 鳥取県東部広域行政管理組合 平成28年度 第2回正副管理者会議

日 時 平成28年10月4日（火）10：00～12：00  
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局 分庁舎会議室

## — 日 程 —

### 【1】開 会

### 【2】管理者あいさつ

### 【3】議 事

#### [1] 議会定例会（平成28年10月24日招集予定）提出議案

- 1 平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）  
《議案第15号》（案）…………… 1
- 2 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について  
《議案第16号》（案）…………… 4
- 3 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者  
選定委員会条例の制定について《議案第17号》（案）…………… 15
- 4 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について  
《議案第18号》（案）…………… 18

#### [2] その他

- 1 可燃物処理施設整備事業について
- 2 消防庁舎の整備について

### 【4】そ の 他

- [1] 今後の行事予定について…………… 21
- [2] その他

### 【5】閉 会

平成28年度 第2回正副管理者会議出席者

[ 正副管理者 ]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深澤義彦
副管理者 岩美町長	榎本武利
副管理者 智頭町長	寺谷誠一郎
副管理者 若桜町長	小林昌司
副管理者 八頭町長	吉田英人
副管理者 鳥取市副市長	羽場恭一

[ 鳥取県東部広域行政管理組合 ]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	田中利明
	総務課長	馬場睦雄
	総務課長補佐兼庶務係長	坂本清美
	総務課主任	瀬村義浩
	生活環境課長	遠藤全
	生活環境課長補佐兼環境管理係長	小清水輝彦
	生活環境課建設推進室長	前田武彦
	福祉課長	福田克彦
消 防 局	消防局長	村上義弘
	次長兼消防総務課長	中谷隆人
	消防総務課長補佐兼庶務係長	永原隆
	次長兼警防課長	藤原博志
	情報指令課長	山田和也
	予防課長	田中仁志

### 【3】議 事

[1] 議会定例会（平成28年10月24日招集予定）提出議案

1 平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）

≪議案第15号≫（案）

#### (1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
4,796,678 千円	△135,281 千円	4,661,397 千円

#### ア 歳入補正額の内容

- 市町負担金の減 (△14,581 千円)
- 基金繰入金（可燃物処理施設立地促進基金）の減 (△162,000 千円)
- 組合債（可燃物処理施設整備事業債）の増 (41,300 千円)

#### イ 歳出補正額の内容

- ネットワークセキュリティ強靱化に伴う経費の増 (1,050 千円)
- 可燃物処理施設建設事業における委託料の増 (25,753 千円)
  - ・ 埋蔵文化財調査業務 4,749 千円
  - ・ 埋蔵文化財調査に伴う伐木業務 3,621 千円
  - ・ 動植物保全対策調査業務 2,295 千円
  - ・ 敷地造成設計修正業務 11,948 千円
  - ・ 環境影響評価に係る事後調査計画作成業務 3,140 千円
- 候補地関係対策費の減 (△162,000 千円)

(2) 歳入歳出総括表

[ 歳 入 ]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	4,033,430	△ 14,581	4,018,849
2 使用料及び手数料	8,178	0	8,178
3 国庫支出金	21,016	0	21,016
4 県支出金	6,263	0	6,263
5 財産収入	41,427	0	41,427
6 繰入金	422,790	△ 162,000	260,790
7 繰越金	500	0	500
8 諸収入	10,974	0	10,974
9 組合債	252,100	41,300	293,400
歳入合計	4,796,678	△ 135,281	4,661,397

[ 歳 出 ]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	3,210	0	3,210
2 総務費	108,561	1,050	109,611
3 民生費	60,103	0	60,103
4 衛生費	1,391,524	△ 136,331	1,255,193
5 消防費	2,857,924	0	2,857,924
6 公債費	372,356	0	372,356
7 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	4,796,678	△ 135,281	4,661,397

### (3) 普通負担金（補正前比較）

（単位：千円）

市	町名	運営費	介護認定審査費	障害者総合支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集落排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	補正後	72,132	42,649	1,748	1,416	27,704	314,504	7,778	139,067	60,372	98,277	1,972,731	2,738,378
	補正前	71,335	42,649	1,748	1,416	27,704	314,504	7,778	139,067	60,372	111,573	1,972,731	2,750,877
	比較	797	0	0	0	0	0	0	0	0	△13,296	0	△12,499
岩美町	補正後	5,375	3,384	226	85	1,686	19,351	486	18,966	3,294	5,049	146,324	204,226
	補正前	5,313	3,384	226	85	1,686	19,351	486	18,966	3,294	5,731	146,324	204,846
	比較	62	0	0	0	0	0	0	0	0	△682	0	△620
智頭町	補正後	3,785	2,027	171	51	—	11,968	304	12,363	7,068	3,298	102,554	143,589
	補正前	3,733	2,027	171	51	—	11,968	304	12,363	7,068	3,745	102,554	143,984
	比較	52	0	0	0	—	0	0	0	0	△447	0	△395
若桜町	補正後	2,021	1,142	146	28	737	5,314	153	2,952	1,057	1,542	61,557	76,649
	補正前	1,989	1,142	146	28	737	5,314	153	2,952	1,057	1,751	61,557	76,826
	比較	32	0	0	0	0	0	0	0	0	△209	0	△177
八頭町	補正後	8,563	4,556	303	118	2,683	25,200	726	10,677	25,333	7,365	239,669	325,193
	補正前	8,456	4,556	303	118	2,683	25,200	726	10,677	25,333	8,362	239,669	326,083
	比較	107	0	0	0	0	0	0	0	0	△997	0	△890
補正後合計	補正後	91,876	53,758	2,594	1,698	32,810	376,337	9,447	184,025	97,124	115,531	2,522,835	3,488,035
	補正前	90,826	53,758	2,594	1,698	32,810	376,337	9,447	184,025	97,124	131,162	2,522,835	3,502,616
	比較	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	△15,631	0	△14,581

2 平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について  
《議案第16号》(案)

(1) 決算規模

(単位：千円)

平成27年度決算額			前年度(H26) 決算額	前年度(H26)対比
一般会計	歳入	5,570,008	4,794,087	775,921 (16.2%) の増
	歳出	5,515,724	4,722,812	792,912 (16.8%) の増
特別会計	歳入	6,367	20,071	13,704 (68.3%) の減
	歳出	5,727	19,389	13,662 (70.5%) の減

(2) 決算収支

ア 一般会計

実質収支額 54,284 千円

(歳入総額 5,570,008 千円－歳出総額 5,515,724 千円)

単年度収支額 ▲16,991 千円

(実質収支額 54,284 千円－前年度実質収支額 71,275 千円)

実質単年度収支額 ▲16,983 千円

(単年度収支額▲16,991 千円＋財政調整基金積立金 8 千円)

イ 特別会計

実質収支額 640 千円

(歳入総額 6,367 千円－歳出総額 5,727 千円)

単年度収支額 ▲42 千円

(実質収支額 640 千円－前年度実質収支額 682 千円)

(3) 主な事業

本年度も構成市町の厳しい財政状況を念頭に置き、一般財源所要額縮減に努力するとともに、事務事業の精査を行い、経費削減に努めた。

なお、本組合が取り組んだ本年度の主な事務事業は、次のとおりである。

ア 議会・総務・企画関連事務

議会関連事務では、平成27年10月及び平成28年2月に定例会を開催し

た。また、平成 27 年 7 月には臨時会を開催し、個人情報保護条例の一部改正、八頭消防署へ配備する救助工作車及び若桜出張所、用瀬出張所へ配備する消防ポンプ自動車の取得について議決を得た。

さらに、委員会関係では平成 27 年 8 月に総務消防委員会及び福祉環境委員会、平成 28 年 1 月に議会運営委員会の行政視察が行われた。

総務関連事務では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定した。また、行政不服審査法改正に伴い、鳥取県及び県内市町村等と鳥取県行政不服審査会を共同設置した。

企画関連事務では、因幡ふるさと振興基金の果実等を活用したソフト事業を行った。主な事業としては、因幡地域の情報や魅力を発信する目的で関西地域に設置している「とっとり・いなば協力店」に定期的にパンフレットを送付し、関西圏での PR を図った。また、広域周遊定期観光バス「鳥取因幡 G バス」、「鳥取らく～だバス」等の事業を実施している鳥取・因幡観光ネットワーク協議会の事務局を本組合が担当し、積極的な広域観光の推進を図った。

#### **イ 介護認定審査・障害者総合支援審査・休日急患歯科診療関連事務**

介護認定審査事務では、保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された 75 人の委員が 14 合議体で概ね月曜日から木曜日に 7 組の審査会を開催し、延べ 330 回、13,633 件の審査判定を行い、結果を速やかに保険者（構成市町）へ通知した。

障害者総合支援審査事務では、知的、精神及び身体各障害者の審査のため保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された 6 人の委員が 1 合議体で審査会を開催し、延べ 24 回、718 件の審査判定を行い、結果を速やかに構成市町へ通知した。

さらに、休日急患歯科診療業務の運営を引き続き（一社）鳥取県東部歯科医師会へ委託し、安定的な診療体制の確保を図った。

#### **ウ 生活環境関連事務**

火葬業務では、指定管理者制度に基づき（公財）鳥取県東部環境管理公社へ施設管理委託（指定管理期間 平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間）を行った。また、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて火葬炉通風設備等の改修を実施し、本年度は通風設備 4 基の改修を行った。

不燃物処理業務では、施設の稼働から 18 年が経過し、処理過程の主要部分

である二次破砕機のローターが経年劣化していることから、施設の適正運転を図るため、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて更新工事を行うこととしており、本年度は工場製作を行った。

し尿処理業務では、汚泥処理方法のあり方等の検討に伴い、因幡浄苑から発生する汚泥等は、平成 25 年 4 月より隣接する鳥取市の公共下水道施設で暫定処理しており、引き続き本年度も鳥取市へ汚泥処理業務委託を行った。また因幡浄苑の管理委託業務は、鳥取市の公共下水道施設の包括管理業務委託を受託している(公財)鳥取市環境事業公社と単年度による随意契約を行い、安定した管理運営を図った。なお、平成 28 年 4 月からの汚泥再資源化の民間委託に向け、平成 25 年度より運転を休止している汚泥脱水処理設備等のメンテナンス整備を行うなど、因幡浄苑全稼働へ向けての対応を行った。

さらに、本圏域の良好な水環境を維持するため、生活排水の処理と施策の方針を定めることを目的とした一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の策定に向け、廃棄物等審議会を開催した。

可燃物処理施設整備事業では、平成 28 年 2 月に地権者 6 集落のうち建設同意を得られていなかった 1 集落から、建設に同意する旨の文書が提出された。事業用地については、施設建設予定地内の民有地の一部を取得した。

## エ 消防関連事務

消防業務では、車両更新計画に基づき消防ポンプ自動車 2 台、救助工作車 1 台、高規格救急自動車 1 台を更新し、各署所に配備した。また、東町出張所新築移転に伴う工事が完了し、新たな防災拠点として平成 28 年 3 月から新庁舎での業務を始めた。

## (4) 歳入歳出決算の状況

## ア 一般会計

## [ 歳入 ]

(単位：千円)

款 項	予算額A	決算額B	増減 (B-A)	決 算 額 の 説 明
1 分担金及び負担金	4,445,587	4,445,587	0	
1 負担金	4,445,587	4,445,587	0	普通負担金 3,948,798 運営費負担金 97,018 介護認定審査費負担金 51,734 障害者総合支援審査費負担金 2,463 休日急患歯科診療費負担金 1,712 火葬場費負担金 22,013 不燃物処理費負担金 396,128 不燃物処理場跡地利用施設費負担金 9,400 し尿処理費負担金 157,074 集落排水処理費負担金 139,470 可燃物処理費負担金 314,193 消防費負担金 2,757,593 特別負担金 496,789 不燃物処理費負担金 (事業交付税費) 66,960 不燃物処理場跡地利用施設費負担金 (事業交付税費) 4,365 し尿処理費負担金 (事業交付税費) 51,736 消防費負担金 (事業交付税費) 115,550 消防施設建設費負担金 183,178 消防職員退職手当基金積立費負担金 75,000
2 使用料及び手数料	8,222	9,439	1,217	
1 使用料	3,875	4,119	244	用地使用料 (電柱・電話柱) 147 駐車場使用料 3,972
2 手数料	4,347	5,320	973	不燃物処理手数料 92.34 t 3,417 危険物施設等許可手数料 117件 1,609 火薬類等取扱許可手数料 41件 294
3 国庫支出金	9,370	668	△ 8,702	
1 国庫補助金	668	668	0	地域生活支援事業費補助金 668
2 交付金	8,702	0	△ 8,702	
4 県支出金	5,306	6,282	976	
1 県補助金	5,306	6,282	976	地域生活支援事業費補助金 450 休日等歯科診療所運営費補助金 427 消防防災ヘリコプター運航調整交付金 2,393 航空救命士派遣調整交付金 98 火薬類等取扱事務費交付金 2,914
5 財産収入	61,529	74,835	13,306	
1 財産運用収入	5,575	5,578	3	鳥取市環境事業公社用地貸付料 3,239 財政調整基金運用利子 8 不燃物処理施設建設基金運用利子 18 可燃物処理施設立地促進基金運用利子 1,133 退職手当金積立基金運用利子 1,180

2 財産売払収入	55,954	69,257	13,303	物品売払収入 リサイクル再生資源有価物売払収入	2,997 66,260
6 繰入金	583,129	504,509	△ 78,620		
1 基金繰入金	583,129	504,509	△ 78,620	可燃物処理施設立地促進基金繰入金 退職手当金積立基金繰入金	271,380 233,129
7 繰越金	71,275	71,275	0		
1 繰越金	71,275	71,275	0	前年度繰越金	71,275
8 諸収入	8,587	8,813	226		
1 預金利子	20	28	8	歳計現金等運用利子	28
2 雑入	8,567	8,785	218	雇用保険料 要保護者の審査判定料 光熱水費等負担金 平成26年度再商品化合理化拠出金 地域衛星通信ネットワーク整備事業支援交付金 その他雑入	131 108 746 6,084 1,415 301
9 組合債	476,300	448,600	△ 27,700		
1 組合債	476,300	448,600	△ 27,700	火葬場施設整備事業 火葬炉通風設備改修事業 不燃物処理施設整備事業 二次破碎機ローター更新工事 可燃物処理施設整備事業 用地購入 消防施設等整備事業 消防ポンプ自動車（2台） 救助工作車（1台） 高規格救急自動車（1台） 東町出張所新築事業	10,200 33,600 25,100 62,700 101,700 23,600 191,700
歳入合計	5,669,305	5,570,008	△ 99,297		

[ 歳 出 ]

(単位：千円)

款 項	目	予 算 額	決 算 額	決 算 額 の 説 明
1 議 会 費		2,788	2,280	
1 議 会 費		2,788	2,280	
	1 議 会 費	2,788	2,280	職員給与費 660 議員報酬（18人） 660 議会開催等運営費（定例会2回外） 1,620
2 総 務 費		113,050	112,108	
1 総 務 管 理 費		113,050	112,108	
	1 一 般 管 理 費	101,970	101,082	職員給与費 52,098 特別職（8人） 362 一般職（6人） 51,736 退職手当 22,134 総括事務費 13,013 職員厚生研修費 3,830 庁舎等管理事務費 4,612 退職手当負担金 5,395
	2 企 画 振 興 費	11,080	11,026	職員給与費 8,180 一般職（1人） 8,180 企画関連事務費 2,846
3 民 生 費		60,231	57,463	
1 社 会 福 祉 費		60,231	57,463	
	1 介 護 認 定 審 査 費	54,377	51,654	職員給与費 39,322 介護認定審査会委員報酬（75人） 19,096 一般職（2人） 18,329 嘱託（1人） 1,897 介護認定審査システム機器等賃借料 5,648 介護認定審査事務費 6,684
	2 障 害 者 総 合 支 援 審 査 費	3,711	3,666	職員給与費 3,504 障害者総合支援審査会委員報酬（6人） 1,649 嘱託（1人） 1,855 障害者総合支援審査事務費 162
	3 休 日 急 患 歯 科 診 療 費	2,143	2,143	休日急患歯科診療業務運営委託費 2,143
4 衛 生 費		1,682,080	1,546,086	
1 火 葬 場 費		34,758	34,757	
	1 因 幡 霊 場 管 理 費	34,758	34,757	因幡霊場指定管理業務委託費 21,000 火葬炉通風設備改修費 13,716 管理事務費 41
2 不 燃 物 処 理 費		572,191	566,952	
	1 環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 費	551,418	547,037	職員給与費 46,169 一般職（5人） 40,635 嘱託（3人） 5,534 リファーレンいなば指定管理業務委託費 19,440 環境クリーンセンター管理運営委託費 123,440 一般廃棄物中間処理業務委託費 46,548 分別基準適合物再商品化業務委託費 2,100 二次破砕機ローター更新工事費 44,877 地域活性化事業交付金 82,245 不燃物処理施設建設基金積立金 18

				施設維持管理費	182,200
				光熱水費	24,821
				薬品費	6,063
				燃料費	2,616
				修繕費	96,554
				管理事務費等	52,146
	2 元 処 分 場 管 理 費	8,607	8,600	水質検査業務委託費	1,576
				施設維持管理費	7,024
				光熱水費	653
				薬品費	1,229
				修繕費	2,532
				管理事務費等	2,610
	3 白 兎 グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 場 管 理 費	12,166	11,315	白兎グラウンドゴルフ場指定管理業務委託費	9,504
				管理事務費等	1,811
3 し 尿 処 理 費		353,807	334,635		
	1 施 設 管 理 費	353,807	334,635	職員給与費	8,972
				廃棄物等審議会委員報酬(13人)	70
				一般職(1人)	8,902
				因幡浄苑管理運営委託費	174,375
				汚泥処理業務委託費	106,131
				し尿等運搬業務委託費	31,906
				汚泥外運搬等業務委託費	3,413
				管理事務費等	9,838
4 可 燃 物 処 理 費		721,324	609,742		
	1 ご み 処 理 施 設 建 設 費	721,324	609,742	職員給与費	34,477
				一般職(4人)	32,994
				嘱託(1人)	1,483
				建設事務費	301,641
				候補地関連対策費	272,491
				可燃物処理施設立地促進基金積立金	1,133
5 消 防 費		3,458,094	3,447,811		
1 消 防 費		3,458,094	3,447,811		
	1 消 防 総 務 費	2,922,673	2,921,652	職員給与費	2,237,335
				一般職(318人+再任用4人)	2,233,795
				嘱託(2人)	3,540
				退職手当	444,211
				総括事務費	39,519
				職員厚生研修費	22,924
				管理事務費	79,118
				庁舎等管理費	19,719
				車両関係費	18,519
				光熱水費	26,036
				燃料費	14,209
				電話料	635
				音楽隊費	310
				退職手当負担金	22,047
				財政調整基金積立金	8
				退職手当金積立基金積立金	76,180
	2 予 防 費	2,891	2,867	職員給与費	1,642
				嘱託(1人)	1,642
				予防業務費	1,032
				権限移譲事務費	193

	3 防火クラブ育成費	554	536	防火クラブ育成費	536
	4 警防費	20,394	20,247	警防業務費	10,727
				救急業務費	7,681
				救助業務費	1,839
	5 消防施設費	511,582	502,509	消防施設整備費	226,666
				東町出張所新築事業	225,458
				管理事務費	1,208
				車両機材整備費	200,455
				消防ポンプ自動車(2台)	63,050
				救助工作車(1台)	104,652
				高規格救急自動車(1台)	26,417
				除雪機(2台)	1,166
				車両借上経費	5,170
				指令設備整備費	75,388
6 公債費		350,064	349,976		
1 公債費		350,064	349,976		
	1 元金	335,986	335,985	長期借入金元金償還金	335,985
				事務局庁舎整備事業	6,682
				不燃物処理施設整備事業	24,570
				最終処分場跡地利用施設整備事業	2,024
				し尿処理施設整備事業	2,631
				消防施設等整備事業	300,078
	2 利子	14,078	13,991	長期借入金利子	13,478
				事務局庁舎整備事業	1,429
				火葬場施設整備事業	86
				不燃物処理施設整備事業	1,042
				最終処分場跡地利用施設整備事業	123
				し尿処理施設整備事業	36
				可燃物処理施設整備事業	1,174
				消防施設等整備事業	9,588
				一時借入金利子	513
7 予備費		2,998	0		
1 予備費		2,998	0		
	1 予備費	2,998	0		
歳出合計		5,669,305	5,515,724		

## イ 因幡ふるさと振興事業費特別会計

### [ 歳入 ]

(単位：千円)

款 項	予算額A	決算額B	増減 (B-A)	決 算 額 の 説 明
1 財 産 収 入	2,681	2,685	4	
1 財 産 運 用 収 入	2,681	2,685	4	因幡ふるさと振興基金運用利子
2 繰 入 金	3,000	3,000	0	
1 基 金 繰 入 金	3,000	3,000	0	因幡ふるさと振興基金繰入金
3 繰 越 金	682	682	0	
1 繰 越 金	682	682	0	前年度繰越金
歳 入 合 計	6,363	6,367	4	

### [ 歳出 ]

(単位：千円)

款 項	目	予算額	決算額	決 算 額 の 説 明
1 因幡振興事業費		6,343	5,727	
1 因幡振興事業費		6,343	5,727	
	1 ふるさと振興事業費	6,343	5,727	東部圏域PR事業費 4,356 因幡ふるさと振興基金積立金 1,371
2 予 備 費		20	0	
1 予 備 費		20	0	
	1 予 備 費	20	0	
歳 出 合 計		6,363	5,727	

## (5) 財産の状況

(単位：m<sup>2</sup>・台・個)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決算年度中増減高		決算年度末 現 在 高	現 在 高 の 内 訳
		増	減		
土 地 (地積)	180,988	4,580	0	185,568	行政財産 181,987 ・ 事務局 693 ・ 因幡霊場 23,062 ・ 元末恒不燃物処分場 3,561 ・ 環境クリーンセンター 82,628 ・ 因幡浄苑 12,308 ・ コンポストセンターいなば 5,395 ・ 消防庁舎関係 13,150 ・ 可燃物処理施設建設地 41,190 普通財産 3,581 ・ 因幡浄苑 (鳥取市環境事業公社貸付分) 3,581
建 物 (延面積)	30,800	861	0	31,661	行政財産 31,661 ・ 事務局庁舎 658 ・ 因幡霊場 3,266 ・ 元末恒不燃物処分場 173 ・ 環境クリーンセンター 9,180 ・ リファーレンいなば 2,683 ・ 因幡浄苑 3,768 ・ コンポストセンターいなば 2,395 ・ 白兔グラウンドゴルフ場 408 ・ ペットボトルリサイクルセンター 469 ・ 消防庁舎 8,661
山 林 (面積)	5,611	0	0	5,611	行政財産 5,611 ・ 可燃物処理施設建設地 5,611
物 品	103	10	9	104	備品関係 (主なもの) ・ 車両関係 66 ・ 救急関係 17 ・ 救助関係 11 ・ その他 10 ※一部項目の整理を行った。(「自動心臓マッサージ器」削除など)

## (6) 基金の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増 減 額			決算年度末現在高
		積立額	取崩し額	計	
財政調整基金	26,404	8	0	8	26,412
不燃物処理施設建設基金	62,276	18	0	18	62,294
可燃物処理施設建設地促進基金	563,854	1,133	271,380	△ 270,247	293,607
退職手当金積立基金	655,446	76,180	233,129	△ 156,949	498,497
因幡ふるさと振興基金	837,580	1,371	3,000	△ 1,629	835,951
合 計	2,145,560	78,710	507,509	△ 428,799	1,716,761

## (7) 長期債の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増減額		決算年度末現在高
		借入額	元金償還額	
事務局庁舎整備事業債	43,686	0	6,682	37,004
火葬場施設整備事業債	11,600	10,200	0	21,800
不燃物処理施設整備事業債	124,373	33,600	24,570	133,403
最終処分場跡地利用施設整備事業債	14,176	0	2,024	12,152
し尿処理施設整備事業債	2,631	0	2,631	0
可燃物処理施設整備事業債	169,300	25,100	0	194,400
消防施設等整備事業債	2,002,399	379,700	300,078	2,082,021
合 計	2,368,165	448,600	335,985	2,480,780

## (8) 施設等の運営状況

(単位：件・人・t・kl)

		決算年度実績	前年度実績	増 減
介護認定審査会審査判定件数		13,633	13,301	332
障害者総合支援審査会審査判定件数		718	499	219
休日急患歯科診療所受診人数		819	816	3
因幡霊場利用件数	人 体	2,737	2,689	48
	そ の 他	1,237	1,257	△ 20
	計	3,974	3,946	28
環境クリーンセンター搬入量		14,273	14,275	△ 2
リファーレンいなば来館者数		12,802	12,258	544
白兔グラウンドゴルフ場利用者数		31,552	31,482	70
因幡浄苑搬入量	し 尿 等	22,624	22,992	△ 368
	集落排水汚泥	22,214	20,655	1,559
火災発生件数		69	64	5
救急出動件数		9,883	9,408	475
救急搬送人数		9,946	9,432	514

3 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員会  
条例の制定について〈議案第17号〉（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員  
会条例の制定について

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員会条例を次  
のように制定する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員  
会条例

（設置）

第1条 可燃物処理施設整備及び運営に係る事業者の選定を公平かつ適正に行うため、  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取  
県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員  
会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審査し、その結果を管理者に報  
告するものとする。

- (1) 可燃物処理施設整備及び運営に係る事業者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

3 委員は、第2条の規定による報告が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の会議への出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ適正に調査及び審査を行わなければならない。

2 委員は、自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係がある事案を調査及び審査する場合は、その議事に参加することができない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

第8条 管理者は、第2条の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置するためである。

#### 4 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

《議案第18号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第48条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物の公表制度を実施するため、必要な事項を定めるためである。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第48条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	<p>(新設)</p>

#### 【4】その他

##### 〔1〕今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
10月14日(金) 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所 会議室	
10月24日(月) 10:00～ 10月25日(火) 10:00～	議会定例会	鳥取市役所 議場	正副管理者出席

##### 〔2〕その他